

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（建設産業課）

一 改正の要旨

地方自治法施行規則の一部改正により地方公共団体が発注する公共工事における前払金の使途が拡大されたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日等

平成二十八年八月十二日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。